

議案第 28 号 二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例提案理由

【町長】

議案第 28 号の提案理由を説明いたします。「二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてですが、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、税率等の変更を行うことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。

内容につきましては、健康福祉部長より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【健康福祉部長】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第 28 号についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、国民健康保険加入者の負担軽減策として資産割の廃止と納期数の拡大及び国民健康保険事業の健全な運営を図るために税率等を変更することについて改正を行うものです。

それでは、資料 26 の新旧対照表をご覧ください。

まず、第 3 条第 2 項では、基礎課税額の算定から資産割額を除くものです。

第 4 条では、国民健康保険の被保険者に係る分、いわゆる医療分の所得割について税率を 6.2%から 6.55%に改めるものです。

第 5 条を削り、医療分の資産割を廃止するものです。

第 6 条では、医療分の被保険者均等割額を 24,000 円から 26,356 円に改め、同条を第 5 条とするものです。

第 6 条の 2 では、医療分の世帯別平等割額を規定しています。同条第 1 号は、第 2 号・第 3 号に規定する世帯以外の一般世帯について、26,000 円から 26,681 円に改め、第 2 号は、後期高齢者医療制度へ移行した世帯主等がいて、国保加入者が 1 人だけの世帯を 5 年間軽減する特定世帯について、13,000 円を 13,341 円に、第 3 号は、前号の特定世帯について更に 3 年間軽減を行う特定継続世帯について、19,500 円を 20,011 円に改め、同条を第 6 条とするものです。

第 7 条では、後期高齢者支援金等に係る分、いわゆる支援金分の所得割について税率を 2.0%から 2.27%に改めるものです。

第 8 条では、支援金分の被保険者均等割額を 8,000 円から 9,696 円に改めるものです。

第 8 条の 2 では、支援金分の世帯別平等割額を規定しています。同条第 1 号の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については 7,000 円から 7,928 円に改め、第 2 号の特定世帯については 3,500 円を 3,964 円に、第 3 号の特定継続世帯については 5,250 円を 5,946 円に改めるものです。

第 9 条では、介護納付金課税被保険者に係る分、いわゆる介護分の所得割について

税率を 2.0%から 1.83%に改めるものです。

第 10 条では、介護分の被保険者均等割額を 16,000 円から 16,833 円に改めるものです。

第 13 条では、納期を規定しています。納付開始月を 7 月から 6 月に早めることで、納付回数を 9 期から 10 期に改め 1 回あたりの負担軽減を図るものです。

第 22 条では、国民健康保険税の減額を規定しています。同条第 1 号のアからオについては 7 割軽減となる場合の軽減額を、第 2 号のアからオについては 5 割軽減となる場合の軽減額を、第 3 号のアからオについては 2 割軽減となる場合の軽減額を改めるものです。

最後に、本則に第 28 条を新たに加え、委任規定を定めるものです。

恐れ入りますが、議案にお戻りください。

附則です。第 1 項です。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行させていただくものですが、第 2 項において、平成 31 年度以後の国民健康保険税について適用させていただくものです。

以上、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。